

平成29年度 第1回藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2017年（平成29年）6月1日（木）

午後2時から

会 場：藤沢市保健所 3階 研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 議 題

<公開議題>

(1) 平成28年度介護保険事業の実施状況について

- ◆ 事務局から【資料1】について説明。

(2) 平成28年度地域包括支援センター活動報告について

- ◆ 事務局から【資料2】について説明。

議題（1）議題（2）について質問等

- ・ 委 員：事業対象者の判定状況について現状をお伝えいただきたい。また、地域包括支援センターの現場の状況も伺いたい。
- ・ 委 員：認定申請については結果が出るまで時間がかかるが、チェックリストによる事業対象者の判定についてはスムーズにサービスにつながる。件数については、口コミで徐々に増えてきている。
- ・ 事務局：実際にケアプランを立てている3月末まででは、74件となっている。今後、総合事業の周知をさらに進めていくため、それに伴い利用者の件数も増加していく見込みである。

- ・ 委 員：特別養護老人ホームの職員の充足率について伺いたい。
- ・ 委 員：3施設がほぼ同時に開所したこともあり、職員確保については苦勞している。当法人については基準上の職員の確保はできているが、経験のない職員も多く、もう少し時間をかけ、もう少し職員を増やして対応したいと思っている。7月末までには定員数全ての受け入れを行いたいと思

っている。

- ・事務局：約5年ぶりに、3ヵ月の間に3ヵ所の特別養護老人ホームが開所することになったため、職員の確保については運営法人も苦慮している状況である。しかし、特別養護老人ホームの人員基準を遵守することはできているので、実際のシフトを組む上で難しい状況であると認識している。職員の募集について広報誌での周知について協力をして行っているところである。
- ・委員：地域包括支援センターの専門職の配置職員の財源についてはどのようなになっているのか。
- ・事務局：遠藤地区を除く全ての包括に3専門職をおいて、市の条例を満たしている。事務職について1名分の委託料を見込んでいる。介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行う（主任ではない）介護支援専門員については、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントから得る（地域包括支援センターの運営費である委託料とは別の）収入により人材をあてていただいている状況である。

(3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

◆ 事務局【資料3】について説明。

- ・委員一同：承認する。

(4) 平成29年度 第1回藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 結果概要について

◆ 事務局から【資料4】について説明。

議題(4)について質問等

- ・委員：現行制度では障がい福祉サービスの利用者が65歳以上になると介護保険サービスの利用に移行し、障がい福祉サービスが使えなくなると聞かすが本当か。
- ・事務局：現状は介護保険サービスを優先するかたちとなっており、介護保険のケアマネジャーと障がい福祉課のケースワーカーが連携をとっていけば、介護保険サービスで足りないサービス分を補うことができるものとなっている。

- ・ 委 員：共生型サービス事業所について、どのようなものか。
- ・ 事務局：これまで介護保険サービスと障がい福祉サービスの事業所として別々の指定を受けて事業所運営を行ってきたものを、共生型サービス事業所として障がい福祉サービス事業所であれば、介護保険サービスの指定を受けやすくする（またはその逆）改正である。そのことで、利用者に対して継続的なサービス提供を可能とするものである。

(5) その他

- ・ 特になし

<非公開議題>

- (6) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

5 閉 会

次回開催予定

日時：2017年（平成29年）8月31日（木）

午後2時から

会場：藤沢市保健所 3階 研修室